

## 犯罪被害給付制度の見直し骨子案に対応する検討会の議論の整理

### 1 基本的な考え方

- 犯罪被害者等に対する支援を早期に充実させるために、まずは、現行の犯罪被害給付制度の見直しにより給付額の引上げを図ることができる部分について措置すべきである。
- 具体的には、幼い子どもを犯罪被害によりなくした両親が受給する金額が320万円となっているが、これに関連して、次のような課題が指摘されている。
  - ・ 収入がある被害者と比べて、幼い子どもや学生、家事労働者等の収入がない被害者について、遺族に対する給付額が十分ではない。
  - ・ 生計維持関係遺族の有無にかかわらず、残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることや、葬儀費用などの犯罪被害に関連した支出により、経済的に大きな打撃を受けており、遺族に対する給付額が十分ではない。

### 2 見直しの方向性について

#### (1) 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ

- 少なくとも、他の公的給付で御遺族が受け取ることができる金額と遜色ない水準にまで引き上げることが合理的であるのではないかと。
- 支給最低額で支給されるケースが多いという給付実態を踏まえると、支給最低額の一律引上げにより、給付額が低いという課題の解消に直接的に寄与するのではないかと。

#### (2) 遺族給付金の支給額の増額

##### ア 見直しの必要性・合理性に関する議論

- 遺族には、犯罪被害者本人の生計の喪失だけでなく、犯罪被害に起因する様々な生活上の経済的負担が生じていることを踏まえて、例えば遺族給付基礎額への加算など、支給額を増額することを考えるべきではないかと。
- 犯罪被害者本人の生計の途絶以外に遺族に生じる生活上の負担に対して、支援を強化しようという方向性は、「遺族が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する」という法目的に沿ったものと言えるのではないかと。

**イ 増額に当たって留意すべき事柄についての議論**

- この増額を考えるときに、遺族が置かれた様々な状況を個別に評価するような形となるのは適切ではないのではないか。一方で、「再び平穏な生活を営むことを支援する」という目的に照らせば、一定額の給付である必要はないのではないか。
- 「再び平穏な生活を営むことを支援する」という給付目的に照らせば、給付によりかえって就労など社会への復帰や社会との関わりが阻害されることにならないようにすべきではないか。具体的には、休業補償ではないものとするべきであり、また、増額は一定の範囲で行うべきではないか。
- 必要な方に必要な支援をするという観点からは、一定の範囲の親族に増額をするということも考え得るのではないか。

**(3) 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ**

- 犯罪被害者遺族に対する給付額の引上げに併せて、同様に、現行の犯罪被害給付制度の中で見直しを図ることができる部分があれば、見直しを図るべきではないか。